

令和7年度 第2回文化財保護審議会議事録

日 時：令和7年8月1日（金）午後2時～3時

場 所：豊田市役所南庁舎5階 南51会議室

出席者：委 員 後藤嘉寿美会長、岩田敏也副会長、宇野真知子委員、岡本大三郎委員、
北村和宏委員、佐久間章郎委員、杉浦綾子委員、寺田重雄委員、
那須与一委員、白鳳明人委員、水野半次郎委員、渡邊健二委員
事務局 成瀬文浩副部長、児玉文彦文化財課長、赤川茂樹副課長、
太田吉朗担当長、森泰通足助分室長代理、安藤由真主査

欠席者：阿部和俊委員、加藤真司委員

資 料：令和7年度 第2回文化財保護審議会

<資料>（【資料1】、【資料2】）

1 美術・博物部 副部長あいさつ

2 委員紹介

3 豊田市文化財保護審議会の概要

事務局：説明

4 会長、副会長の選出

委員の互選により、会長に後藤委員を選出、会長が岩田委員を副会長に指名

5 会長、副会長あいさつ

6 議題

協議

(1) (諮問) 豊田市指定文化財の附指定について

事務局：説明【資料1】

委員：附指定することについて異論はない。ただし、棟札の翻刻に使用する漢字を棟札の字体になるべく忠実に表記すると、なお調書としてはいいと思う。

事務局：他のものも合わせて見直しする。

委員：鐘楼堂の修理の際に、小屋裏から9ページにある小さな棟札が3枚見つかった。2階の化粧隅木に8ページの左側の棟札が打ち付けてあることはわかっていたが、非常に読みづらく、内容がよく分からない部分があった。8ページ右側の太鼓堂の棟札は堂内に保管されていたが、元々は鐘楼堂と同じように化粧隅木に打ち付けてあった痕跡が残っている。いずれかの時に下ろされていたので裏側まで確認でき、裏には何も書いていないことがわかった。鐘楼堂の棟札と太鼓堂の棟札とを並べて比べてみると、ほとんど大きさも同じで、建物の名称が太鼓堂と鐘楼堂という違いだけで、あとの文言は全て同じに書いてあった。そのため、ほぼ同時に建造されたということもわかった。9ページの小さな棟札については、1番右側は棟札2とし

たが、「同御外門同年」と書いてあり、鐘楼という字はどこにも書いていないので、鐘楼そのものの修理ではなかったかもしれない。門の修理の棟札の可能性もあるが、見つかったところが鐘楼堂の小屋裏だったので、ここでは鐘楼堂の附ということで指定してはどうかと考えている。同様に真ん中の棟札3は外門と鐘楼堂、太鼓堂、御堂南、あと少し読めないが、伽藍のほとんどの建物の名称が書いてあった。そのため、この時に同時にこの4つの建物の修理がされたということもわかる。これも、鐘楼堂の小屋裏から発見されたので、鐘楼堂の附としたいと思っている。最後の棟札4については、鐘楼葺替と書いてあるので、これは間違いなく鐘楼堂の屋根の葺き替え、おそらくこけらの葺き替えの時のものではないかと考えている。

今回、太鼓堂の修理に伴って、棟札を納める棟札箱を作って真東のところに設置した。他の場所に保管することも考えたが、紛失するのを避けるためにも、その建物の中に保管するのが一番いいだろうと考えた。鐘楼堂の棟札については、修理前と全く同じところに戻したので、小さい棟札2、3、4は小屋裏の中なので現在は見るができない。棟札1は現在も化粧隅木に打ち付けてあるので、2階に登れば確認できる。これも外すことはできないが、全く同じ内容の太鼓堂の棟札が、化粧箱の中に納められているので、もし、博物館で守綱寺の展示をやる際には、これを借りて展示することも可能である。棟札の記載内容を見ても、守綱寺の当時の住職だとか、大工守綱御家三代之番匠という、お抱えの番匠が名古屋にいたということもわかる、非常に貴重な資料だと考えている。最後に11ページは建造物の指定時の調書だが、この時には太鼓堂の建立年代をおおむね江戸中期をくだらないと、はっきりとした建立年代がわからないとしていたが、今回棟札が発見されたことにより太鼓堂の建立年次も明らかになった。こうした点からも、棟札は非常に貴重な資料だと考えている。

会長：守綱寺の渡辺守綱は、元々は家康の重臣で尾張藩の藩祖徳川義直の御附家老に附されたという人物なので、ものすごく有力な家来であったということがわかる。今回、この棟札が出てきて建立年次などがはっきりしたということで、より守綱寺の重要性が出たと思う。他に意見のある方がいなければ、指定で答申書を提出させていただく。

報告

(1) 市指定天然記念物「ハチヤガキ」の腐朽について

事務局：説明【資料2】

委員：ここはずっと前からかなり腐敗していて、前の調査の時もいつ倒れるかと危険性を指摘されていたが、今回、持ち主の方から相談があったということで、早急に対応した方がいいのではないかと考えている。樹木の上の方の葉は、幹の皮から栄養を吸い込んでいるので葉が枯れる状態ではないが、上の葉が多くなっており今年重

い雪が降ったこともあるため、早急に処置した方がいい。

会長：持ち主の方がある程度残して切りたいとなっているが、危険性はないのか。

委員：高さ的には3メートルくらい上から切るの、倒れても道路の方に収まるかなとは思っている。もう1つは、持ち主の方がかなり愛着もあるので、根元から切つてなくすよりも、少しは見てみたいという気持ちもある。

会長：愛着もわかるが、これから多くの天然記念物が腐朽して伐採となってくることを考えると、もう少し切った方が安全性の確保ができるのではないかと思うが、いかが。

委員：一番下の枝が出ているところの高さで切ることになるので、その枝が少しでも残れば数年間はまた新陳代謝ができるのではないかと思う。ただし、古木で中が空洞なので、いつかは倒れる危険性はあるが、かなりの山間部で人がいないし、この家1軒しかないの、所有者の方が注意していれば、倒れることは予知できるのではないかと思っている。

委員：13ページの写真を見ると、腐っている部分はかなり低いところで、例えば文化財のままこのような危険な状態で、子供でもたまたま登って折れて怪我したということになると、これは市の管理が悪いということと言われる可能性もある。それが心配だったので、もう少し下の方から切ってしまった方が、思い出はあるかもしれないが、安全を見たらその方がいいのではないかと思っていたが、今の説明ならばそういうことかなと。

委員：所有者の意見は所有者の意見として聞かなければいけないと思うが、この審議の場で検討してもらい、所有者にフィードバックすることはできるので、皆さんに賛否をとっていただければと思う。

事務局：根元から切った方が安全性は保てるかと思うが、この下の道が例えば市道や県道など人がよく通る道ということであれば判断は変わってくると思うが、今回は所有者の方しか通らない道なので、安全性は担保できている。それから、指定の解除については、切った残り具合だとかの判断になってくるので、またその時判断していただければと思う。

会長：わかりました。所有者の気持ちの問題もあるので、事務局でいい塩梅を探してやっていただきたい。